

- ◆ 令和4年度から開始したモニタリングについて、海洋放出直後は強化・拡充して実施し、風評影響の防止に努める。
- ◆ 強化・拡充の内容は、地元関係者の要望も踏まえた上で、専門家会議による議論を経て決定。
- ◆ 引き続きIAEAによる裏付け分析等を通じた信頼性の確保やモニタリングへの地元関係者の立会いなどを通じた透明性の確保を図る。

資料1-1

放出開始後の強化・拡充ポイント

<海水中のトリチウム>

- 新たに速報のための分析を、放出開始後当面の間10測点程度で最大週1回実施し、採取から1～2週間後に速やかに結果を公表。
- 精密な分析についても、放出開始後当面の間3測点で月1回に頻度を増やして測定し、放出直後の濃度を正確に把握。
- 測点がまばらだった海域の測点を増加、密集していた測点を合理化し、効果的なモニタリングを実施。

<トリチウム以外の核種>

- 放出開始後当面の間、3測点で最大週1回スクリーニング分析を行い、万が一異常が確認されれば追加的な詳細分析を実施。



海水

令和5年度モニタリング計画

水生生物

① トリチウムの精密分析

- ごく低濃度を測定するため、2～3か月かけて精密な分析を実施。
- 年4回を基本として測定。
- 放出開始後当面の間は、3測点で追加的に月1回測定。
- 放水口近傍の海水浴場6箇所でも測定。

② トリチウムの速報のための分析

- 精度を多少緩和することにより期間を短縮した分析を実施。
- 放出開始後当面の間、10測点程度で最大週1回測定。

③ トリチウム以外の分析

- 念のためトリチウム以外の関連核種も年4回を基本として測定。
- 放出開始後当面の間は、3測点で追加的に週1回測定。

① 魚類

- 通常漁業が行われる海域のうち最も放水口に近い3測点で採取した魚類を測定。
- トリチウム及び炭素14を年4回測定。

② 海藻類

- 放水口近傍の漁港2箇所では採取した海藻類を測定。
- ヨウ素129を年4回測定。